



【高校生年代以下のお子さんがある方へ】 児童手当の申請はお済みですか

令和6年10月から、児童手当支給対象が高校生年代以下の児童を養育している方に変更されました。
手当を受給するためには申請が必要です。まだ申請していない方は早めに申請をお願いします。

令和7年3月31日までに申請した方
⇒ 令和6年10月分から、さかのぼって支給します。

令和7年4月以降に申請した方
⇒ 申請日の翌月分から支給します。

※公務員の方は勤務先への申請となります。

制度改正の詳細は、市ホームページをご覧ください。



▲児童手当詳細

問 こども課 こどもG ☎55-8069



令和7年度福祉タクシーの 利用申請を受け付けます

高齢者や障がいのある方の日常生活の移動手段を支援するため、利用料金の一部を助成する福祉タクシー券の申請を受け付けています。

対象	公共交通機関の利用が困難、または下肢が不自由な方で、次のいずれかにあてはまる方 ・満65歳以上の方 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病の医療受給者証をお持ちの方 ※各種手帳をお持ちの方は、申請時に提示してください。
利用限度	年48回まで(交付決定月により回数が異なります)
申込方法	申請書を長寿福祉課または各支所へ提出(郵送可)

以下の方へは2月中旬に申請書を郵送していますので、ご確認ください。
・令和6年4月～12月の間に福祉タクシー券を利用された方(行事用タクシー券のみの利用の方へは送付していません)
・令和6年12月1日～令和7年1月31日までに令和6年度分の申請をされた方

問 長寿福祉課 高齢者支援G ☎52-1111 内線175



【事業者の方へ】太陽光発電設備の 設置には市の許可が必要です

4月1日(火)から、太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例が施行されます。
これにより、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電事業(建築物の屋根等に設置する場合を除く)で、対象事業に該当する場合には、事前協議、周辺関係者への説明会等を経て、市の許可が必要となります。

対象事業
①発電出力50キロワット以上のもの ②事業区域面積が500平方メートル以上のもの ③地上高が最大4メートル以上のもの ④抑制区域内に10キロワット以上の太陽光発電設備を設置しようとするとき

また、災害の防止や、良好な景観と住民の生活環境を保全するため、発電事業の禁止区域を定めます。
事業区域が禁止区域に位置するときは、原則として許可できません。

詳細は市ホームページをご確認ください。



▲詳細

問 生活環境課 生活環境G ☎52-1111 内線113



【防火意識を高めましょう】 春の全国火災予防運動を実施します

3月1日(土)～7日(金)に全国一斉春の火災予防運動を実施します。
この時期は火災の発生率が高くなります。この運動を機に一人ひとりの心がけをもって防火意識を高めましょう。火災は予防こそが最大の防御です。

【いのちを守るための4つの習慣】

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 コンロを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く



問 消防本部 予防課 ☎53-1156